

学生の海外へ出張、貨物の発送、技術の提供に係る安全保障輸出管理手続について

平成 28 年 4 月 1 日より、安全保障輸出管理に係る様式が改正されましたのでお知らせします。

今回の改正に合わせて、学生（学群生は対象外）が海外へ出張、貨物の発送または技術の提供を行う場合、学生本人が申請者となって輸出管理の手続きを行うこととなりました。

この輸出管理の手続きを出張届の提出前に行わない限り、出張手続が完了しません。場合によっては出張に遅れが生じるなどの影響が考えられますので、時間に十分余裕をもって準備してください。特に、海外への提供が懸念される貨物や技術が伴う場合や、出張・提供先の国や機関に懸念がある場合は、2 か月以上前に提出してください。

新様式は利益相反・輸出管理マネジメント室のウェブサイト (http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/export_control/) に掲載されていますので、用途に応じて様式を選択し、所属する組織の支援室や専攻事務室に適宜提出してください。

上記ページには、様式とともに規制技術や貨物の一覧である「貨物・技術一体化マトリックス表」および経済産業省が大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国所在団体としている「外国ユーザーリスト」も掲載されています。海外へ出張や技術や貨物の提供を行う際は、これらを必ず確認し、懸念がないことを事前に確かめてください。

その他、様式の改正については下記のとおりです。

1. 手順書の一部改正について

安全保障輸出管理確認シート

変更点：名称及び内容の変更

様式 1-1 【海外出張】

様式 1-2 【海外への発送】（【貨物の発送】を変更）

様式 1-3 【技術提供】（【技術の提供】を変更）

様式 1-4 【受入・訪問】（【留学生・外国人研究者等の受入】を変更）

2. 学生の取扱いについて

(1) 学生の海外出張、海外への発送、技術提供の申請者は学生本人とする。

(2) 対象は大学院生及び大学院生相当（研究生含む）とする。（学群生及び附属学校の生徒等は公知の技術の提供程度と思われるため基本的には申請不要とする。）

※大学院生に対しては入学時オリエンテーションで注意喚起する予定です。

3. 施行年月日

平成28年4月1日

4. その他留意点

これまで、各様式が一つのエクセルシートにまとめられていましたが、今回から「海外出張」、「海外への発送」、「技術提供」、「受入・訪問」の各ファイルより必要に応じて記入・提出をお願いいたします。ファイル容量を軽減するため、貨物・技術一体化マトリックス表及び外国ユーザーリストは、利益相反・輸出管理マネジメント室のウェブサイトリンクを張っておりますので、必要に応じて最新のものをダウンロードしてお使いください。

なお、今回より、学生が主体となる海外への出張、貨物の発送および技術提供に関しては、学生が申請者となります。その際の提出先は、学生の所属する組織の支援室等です。

(本件に関する連絡先)

システム情報エリア支援室内

エリア・コモンズ 前野 志穂

TEL: 029-853-3535

E-mail: maeno.shiho.gp@un.tsukuba.ac.jp